

令和3年度政務活動実施成果報告書

いばらき自民党

<政務活動の主な内容、成果等>

1. 新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化を求める要望活動

<目的>

新型コロナウイルス感染症の収束に向け、県を挙げて感染まん延や医療提供体制の崩壊を防ぐため懸命な対策が取られてきたが、度重なる変異株の登場による感染の波は収まる気配を見せない。そのような中にあって、県民の命と県内経済の両方を何としても守り抜くための対策の実施を目的として、知事へ要望活動を行った。

<要望時期>

- ① 令和3年4月28日
- ② 令和3年9月16日

<活動内容>

知事に対し、令和3年4月28月に「新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化を求める要望書」の提出を行い、同年9月16日には、「新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める要望書」の提出を行った。主な内容は以下の通り。

- 「新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化を求める要望書」令和3年4月28日
- 1 感染拡大を未然に防ぐため、県民の理解を得ながらスピード感をもって国に対し先手を打って「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」の指定を要請すること。
 - 2 変異株の増加により、現在ワクチン接種の対象となっていない若年層の感染が拡大していることから、学校や保育施設等での感染者が確認された際には、濃厚接触者に限らず広くPCR検査を実施する等、クラスター対策を強力に進めること。
 - 3 医療従事者や高齢者などの優先接種者を始め、全県民が接種可能な量のワクチンを迅速かつ確実に確保・供給するよう国に求めること。
 - 4 ワクチン接種については、県民にコロナ禍からの出口を示すため、また実務を担う市町村での準備・接種が円滑に進むよう、種類や量、供給時期の正確な把握に努め、その意義や有効性、副反応の事例・分析結果などの情報を迅速に提供すること。

「新型コロナウイルス感染症対策の更なる充実・強化を求める要望書」令和3年9月16日

- 1 戰略的なワクチン接種の実施
- 2 県民の命を守る医療提供体制の充実・強化
- 3 事業継続の支援とワクチン接種後の経済活性化
 - (1) 幅広い事業者の事業継続への支援

- (2) 県内中小企業・小規模事業者等の資金繰りの支援
- (3) ワクチン接種後の経済活性化

<成果>

県は、4月臨時会で294億円の補正予算を組み、感染予防対策の充実とともに「いば旅あんしん割」事業等の経済活性化策を実施。また第4波～第5波においては、国へのまん延防止等重点措置の要請に先立ち、人口1万人あたり1.5人を超える市町村を「感染拡大市町村」に指定し、先手先手の対策を講じ過度な感染拡大を抑制することができた。

また、令和3年度内に8回に及ぶ補正予算が組まれ、合計約1,825億円の新型コロナ感染症対策関連予算が編成された。令和4年度も、医療体制整備の強化に818億円、営業時間短縮要請への協力金予算に334億円、関連事業者支援一時金に8億円（4月補正分）を計上した。

地域経済活性化策として始まった「いば旅あんしん割事業」も、令和3年10月以降、ワクチン接種者を利用条件に追加、対象期間も令和4年4月末（GWを除く）まで延長、対象地域も他県を含む地域ブロックとし、運用の拡大を行った。

要望活動の結果、感染拡大防止策や医療提供体制の整備、県民生活や県内産業等への支援などにスピード感をもった対応が取られた。

2. 「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」の制定

<目的>

様々な世代や立場で、家族や身近な人に対し、介護、看護、日常生活上の世話等のケアを行っているケアラーは、ケアを受ける人を支える上で重要な役割を果たしている。一方で、ケアに伴う過大な精神的、身体的、経済的負担により、ケアラーの日常生活に支障が生じ、さらには、社会から孤立するなど、ケアがケアラー自身の活動や生き方に深刻な影響を及ぼすおそれも考えられる。

そのため、ケアラーサポートに関する基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、ケアラーサポートに関する施策の基本となる事項を定め、とりわけ次代の社会を担うヤングケアラーの教育の機会の確保等が図られるとともに、ケアラーの個人の尊厳が重んぜられ、かつ、社会から孤立しないよう支えることにより、全ての県民が生きやすい社会を実現することを目的として、条例の作成に取り組んだ。

<活動期間>

令和3年1月～令和3年12月

<活動内容>

令和3年1月より、昨年全国ではじめてケアラーサポート条例を制定した埼玉県議会の提案議員や

本県在住の日本ケアラー連盟役員に、条例制定の意義やケアラーを取り巻く実態について、プロジェクトの中心議員によるヒアリングを行ったのを皮切りに、有識者や本県の関連部署の意見聴取、また国の担当者や関係団体との意見交換を行い、パブリックコメントとその後の検討を経て、本条例を12月の第四回定例会に上程し、全会一致で可決された。公布・施行は同月14日。主な経過は以下の通り。

令和3年1月21日、日本ケアラー連盟理事で茨城キリスト教大学准教授の松澤明美氏と意見交換を行う。

同年1月27日、「埼玉県ケアラー支援条例」（令和2年3月成立）の提案議員である埼玉県議会議員の吉良英敏PT事務局長と意見交換を行う。

同年3月9日、日本ケアラー連盟代表理事で日本女子大学名誉教授の堀越栄子氏を招き講演会を行い、意見交換を行う。

同年4月19日、県執行部の取り組みについて説明聴取を行う。

同年4月30日、土浦市保健福祉部関係課との意見交換を行う。

同年6月8日、厚生労働省・文部科学省の担当者への意見聴取を行う。

同年7月6日、関係団体との意見交換を行う。

同年8月2日、条例骨子案について検討を行う。

同年9月22日、条例案について検討を行う。

同年11月9日、茨城大学・常磐大学と、ヤングケアラーを取り巻く状況について意見交換を行う。

同年11月24日、パブリックコメント等の結果を踏まえて文言修正を行った条例案を検討。

同年第4回定例会最終日の12月9日に条例案を上程し、可決・成立された。

＜成果＞

本条例の特徴は、多様なケアラーを対象として、社会的な理解や助け合いの中でケアに伴う過度な負担の軽減に取り組むことを明確にするとともに、子どもであるがゆえにケアの負担による影響が深刻化しやすいヤングケアラーに特化した内容を規定したところ。同趣旨の都道府県条例としては、埼玉県に次いで2番目の制定である。

条例の検討段階から県では、部局横断型の「ケアラー支援に関する庁内連絡会議」を設置し、条例制定後の対応を検討し、制定後の令和4年度予算には、「ケアラー・ヤングケアラー支援事業」として費用946万円を計上し、実態調査や理解増進・認知度向上の取組、有識者等からの意見聴取をして県の施策を進めることとなった。

3. 「茨城県犯罪被害者等支援条例」の制定

＜目的＞

性暴力等の被害者支援のあり方についてプロジェクトチームを組んで検討していた中で、本県では他の都道府県に存在する犯罪被害者支援に特化した条例が未制定であったことか

ら、議員提案で上程する運びとなった。

本条例では基本理念のもと、県の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることで、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、それにより犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的としている。

＜活動期間＞

令和3年6月～令和4年3月

＜活動内容＞

令和3年6月から検討を開始し、令和4年3月まで10か月にわたり議論を重ねた。その間、有識者や本県の関連部署の意見聴取や視察調査、また先進条例の制定自治体へのリモート視察等を行い、パブリックコメントとその後の検討を経て、本条例を令和4年3月の第一回定例会に上程し、全会一致で可決された。公布・施行は同月29日。主な経過は以下の通り。

令和2年1月21日、プロジェクトチームを立ち上げ、今後の方針について意見交換を行う。

同年7月1日、「性暴力被害者への支援」と題し、性暴力被害者サポートネットワーク茨城委員で日本産婦人科医会副会長の石渡勇医師の講演を開催し、意見交換を行う。

同年7月14日、ワンストップセンターである「いばらき被害者支援センター」の視察調査を行う。

同年9月6日、「性暴力被害者支援の現状と課題」と題し、性暴力救援センター大阪SACHICO理事長の加藤治子氏による講演と意見交換を行う。続いて、「被害者支援の現状について」と題し、いばらき被害者支援センター事務局長の森田ひろみ氏による講演と意見交換を行う。

同年9月30日、県執行部の取組に係る説明聴取を行う。

同年10月6日、「性暴力被害者支援の現状と課題」と題し、女性クリニック We!TOYAMA代表で富山県議会議員の種部恭子医師の講演と意見交換を行う。

同年10月22日、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るために条例」（平成31年2月成立）の提案議員である福岡県議会議員の香原勝司氏と福岡県議会事務局総務課法務監の安武弘光氏と意見交換を行う。

同年10月25日、条例骨子案について検討を行う。

同年12月20日、条例案について検討を行う。

令和4年3月3日、パブリックコメント等の結果を踏まえて文言修正を行った条例案を検討。

同年第一回定例会最終日の3月24日に条例案を上程し、可決・成立された。

＜成果＞

本条例の特徴は、犯罪被害者等基本法の内容を踏まえつつ、二次的被害の防止の視点を明確にするとともに、犯罪等により被害を受けたときから、再び平穏な生活を営むことができるようになるまで支えていく県の姿勢を明確にしたところ。県が、国・市町村・民間支援団体等との適切な役割分担を踏まえ、大きく3点（被害の回復や軽減・生活の再建・県民の理解の増進と人材育成）で必要な施策を講ずることを規定した。

条例の検討段階から県では、電話相談窓口の24時間化対応などの検討を進め、制定後の令和4年度予算には、「いばらき被害者支援センター運営費等補助事業」として費用608万円を計上し、性暴力等の被害への夜間休日緊急対応に要する人件費や交通費等の補助を拡充、緊急事案発生時の体制の整備を進めることとなった。

4. 「茨城県小規模企業振興条例」の制定

＜目的＞

本県には、最先端の科学技術や産業拠点が集積している一方で、本県産業の根幹を支えているのは9割近くを占めている小規模企業である。地域社会の担い手ともなっているこれらの企業は、今、人口減少や自然災害の激甚化、コロナ禍などにより今までに経験したことのない変化と課題に直面している。

そこで、小規模企業の振興に資する環境を整備し、小規模企業の振興を通じて、本県経済及び地域社会の持続的な発展と、豊かな県民生活を実現することを目的として、条例の作成に取り組んだ。

＜活動期間＞

令和3年9月～令和4年3月

＜活動内容＞

令和3年9月から検討を開始し、令和4年3月まで7か月にわたり議論を重ねた。県の取組に係る説明聴取や商工関係団体との意見交換、パブリックコメントとその後の検討を経て、本条例を令和4年3月の第一回定例会に上程し、全会一致で可決された。公布・施行は同月29日。主な経過は以下の通り。

令和3年9月10日、プロジェクトを立ち上げ、今後の方針を検討。

同年9月24日、県執行部の取組に係る説明聴取を行う。

同年10月7日、プロジェクトチームで商工関係団体との意見交換を行う。

同年11月1日、商工関係団体との意見交換を行う。

同年11月30日、県執行部の取組に係る説明聴取を行う。

同年12月17日、プロジェクトチームで条例骨子案の検討を行う。

同年12月20日、条例骨子案について検討を行う。

令和4年1月12日、プロジェクトチームで条例案について検討を行う。

同年1月21日、条例案について検討を行う。

同年3月3日、プロジェクトチームでパブリックコメント等の結果を踏まえて文言修正を行った条例案の検討を行う。

同年3月8日、条例修正案の検討を行う。

同年第一回定例会最終日の3月24日に条例案を上程し、可決・成立された。

<成果>

本条例の特徴は、小規模企業振興基本法や県産業活性化推進条例に基づく各種施策と相まって、小規模企業の特性を踏まえて、これまで届いていなかったところにも支援が届くよう、小規模企業の振興に特化した点である。同趣旨の都道府県条例としては、全国で6番目の制定である。

条例の制定を受け、県では本条例に基づく計画として、県総合計画を補完する位置づけの「茨城県産業活性化に関する指針」が策定・公表され、今後4年間の本県小規模企業への支援の考え方が示された。指針には、地域経済・地域社会を支える小規模企業に対する適切な施策への橋渡しや手續等の負担軽減、安定的な資金調達に係る支援、人材確保支援などが位置付けられた。

5. 残土問題に係る勉強会の活動

<目的>

近年、全国各地で建設残土の不適正な処分が発生し、大きな社会問題となっている。廃棄物に該当しない土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積に対応する法の規制がなく、県ではいわゆる残土条例により規制を行っているが、現状では、県内では県南や県西に無許可の埋立て等の発生が多く、年々増加の状況にある。これらの土砂等が崩落したり、アルカリ成分により周辺の樹木を枯らしたりするなど、生活環境に非常に大きな影響が生じるケースも見受けられる。その対策は大変重要な課題であるため、法律の制定を待たず、現在の条例の見直しや新たな条例の制定を視野に、現状の確認や、規制の強化の検討などを目的に勉強会を行った。

<活動期間>

令和3年1月～現在継続中

<活動内容>

県廃棄物規制課（旧廃棄物対策課）からの現状聴取や意見交換、県内の不適正残土の現場視察、建設団体との意見交換などを重ねて、現状と課題を整理し対応案を検討した。市町村でも条例を定めて規制を行っていることを踏まえ、県条例で対応可能で実効性のある規制案について、現在も勉強会等を通じて調整を行っているところである。

現在までの主な経過は以下の通り。

令和3年1月18日、プロジェクトチーム（以下、PT）で事前勉強会を行う。
同年2月1日、PTで事前勉強会を行う。
同年2月26日、第1回勉強会（開催趣旨説明他）
同年3月8日、PTで事前勉強会を行う。
同年3月18日、第2回勉強会（不適正残土事犯の検挙状況と対策等について他）
同年4月19日、PTで事前勉強会を行う。
同年4月20日、第3回勉強会（小美玉市・龍ヶ崎市・取手市残土現場視察調査）
同年5月10日、PTで事前勉強会を行う。
同年5月27日、PTで建設業団体と意見交換を行う。
同年6月25日、PTで事前勉強会を行う。
同年7月12日、PTで事前勉強会を行う。
同年7月27日、第4回勉強会（土砂等による土地の埋立て等への対応について協議）
同年8月26日、PTで事前勉強会を行う。
同年8月30日、第5回勉強会（前回政調会の各意見への回答等）
同年12月20日、PTで事前勉強会を行う。
令和4年2月17日、PTで事前勉強会を行う。
同年2月21日、PTで事前勉強会を行う。
同年2月24日、PTで事前勉強会を行う。
同年2月25日、第6回勉強会（不適正残土対応の今後の方針等について協議）

<成果>

本勉強会では、不適正残土について「茨城は捨てづらい」となるように議員提案による残土条例の改正を目指して協議を重ねてきた。その中で、残土排出元の元請けや運搬業者への規制が法技術的に可能か否かや、残土の流れを見える化する必要がある中条例でどこまで対応が可能か等の課題が浮かび上がった。また、新たな規制を設けるに当たっては、市町村条例との整合性や検察庁との協議の必要性もあり、今後は執行部からの提案を支持することで、不適正残土の抑止を実効的に進めることとなった。

今後は、担当課と密に連携を取りながら勉強会を進め、執行部提案による残土条例の規制・罰則強化を目指していく。

6. 「スポーツ健康振興議員連盟」サイクルツーリズム現地調査

<目的>

自転車活用推進法の施行により国をあげて自転車活用の気運が急速化する中、本県では、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を核とした地域活性の取り組みが進展し、自転車利用者も年々増加となっているなど成果を挙げている。今後は、更なる誘客を目指して新たな走行ルートの整備が必要であり、特に約190kmにおよぶ本県の海岸線は貴重な観光資源である

ため、この海岸線ルートの整備を進め、本県海岸線沿いの自然環境や地域資源を活用した観光PRにもつなげてく必要がある。

わが会派で発足した「スポーツ健康振興議員連盟サイクルツーリズム部会」は、この取り組みを推進するため利用者の立場となって、本年整備が完了した福島県いわき市の「いわき七滨海道ルート」を実際に走行し、今後の本県のサイクリングロードの展開にあたる課題を探り、走行空間整備推進および走行ルート周辺の地域資源の活用について参考とし取り組んでいくことを目的とする。

<概要・訪問先>

令和3年11月8日（月）に、本年整備された隣接地の、いわき市「いわき七滨海道ルート」小名浜アクアマリンパーク～いわき新舞子ハイツ区間往復約30kmを、「スポーツ健康振興議員連盟」の有志で走行調査を実施。

今回の調査活動では、「いわき七滨海道ルート」のサイクルステーションの一つである「小名浜アクアマリンパーク サイクルステーション」に10時に集合し、茨城県職員、福島県職員、いわき市職員を交えた開会式を行い、注意事項や説明を受け、調査活動に出発した。現地調査は、サイクルツーリズムに精通したいわき市職員を班長とし、4班に分かれ午前10時30分に、「いわき新舞子ハイツ」までの往復に向けて随時出発した。

本調査では「いわき七滨海道ルート」の、小名浜アクアマリンパーク サイクルステーション～新舞子ハイツの往復ルートを、「清航館」・「いわき震災伝承みらい館前」・「豊間交流多目的広場」に立ち寄り休憩をはさみながら約30kmを走行し、コースの整備状況や問題点、改善箇所等の調査を中心に調査。また、途中の「いわき新舞子ハイツ」では、いわき市担当職員からサイクリングロード整備について説明を受け、意見交換を行った。

午後3時30分までには「小名浜アクアマリンパーク サイクルステーション」に戻り、閉会式を済ませ調査活動を終了した。

<参加議員>

石井邦一、加藤明良、島田幸三、高橋勝則、磯崎達也、長谷川重幸、金子晃久、
石塚隼人、大瀧愛一郎、豊田茂、大和田寛樹

<成果>

今回の調査において「いわき七滨海道ルート」（いわき市）は、海岸沿岸道路を利用した走行ルートであり、利用したサイクリストは、海岸線沿いの良い景色の中で走行できるほかに、サイクルステーションと同じ建屋内にある海産物売り場を利用していただくことも期待でき、今後の我が県で海岸線沿いのサイクルルートを整備していくことは、海沿いの観光産業を発展させる重要な事業であることがわかった。

また、今回の調査で立ち寄った「いわき新舞子ハイツ」は、市のサイクリング事業の協力店で大規模なサイクルステーションを設置し、レンタルサイクルも利用できる旅館となっていた。わが県でも海岸線沿いのルートを整備した際は、海を持たない他県のサイクリストの

来県も期待できる。そんな中でこのようにサイクリストにやさしい宿泊施設を本県でも用意することは重要になっていくと考えられる。

それ以外にも本県は海岸添いに多くの海産物の市場がある。そのような場所で今回視察したアクアマリンパークのようなレンタサイクル事業を進めれば、サイクリスト利用者がそこで海産物を購買することが出来るため、このような取り組みも見習っていきたい。

今回のルートで気になった点としては、走行ルートはほとんどが自動車道路と併用のルートであったため、常に後方からくる車を注意しながら走行する必要があった。また、道中は急な坂がるため初心者のためにも、早い段階でお知らせする看板があればよいと感じた。看板についてはそれ以外でも、走行距離や休憩所の案内なども表示されていればより利用者に喜ばれるサイクルルートになると思われる。

これ等を参考に、わが県でもサイクルルートの整備を進める上では防潮堤を利用したサイクリング専用ルートを作ったり看板設置の充実等を図ったりするなど、茨城の魅力ある地域資源を活用したサイクリング環境整備に努めていきたい。

6. 「県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟」第44回「全国育樹祭」北海道視察調査

<目的>

全国育樹祭は、皇族殿下による「天皇皇后両陛下お手植え樹木」のお手入れや記念式典などを通じ、継続して森を守り育てていくことの大切さを伝える緑化行事で、昭和52年以来、全国都道府県の持ち回りで開催しており、参加者による育樹活動などを通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的とした国民的なシンボル行事で、毎年秋季に開催されており、令和5年度に茨城県開催が予定されているため視察を行う。

<活動期間>

令和3年10月9日（土）～令和3年10月10日（日） 1泊2日

<参加議員>

「県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟」

副会長	西條 昌良	(9日：育林交流会・10日：育樹祭式典) 参加
理事	葉梨 衛	(9日：育林交流会・10日：育樹祭式典) 参加
理事	海野 透	(9日：育林交流会・10日：育樹祭式典) 参加
事務局長	岡田 拓也	(9日：お手入れ行事・10日：林業機械展) 参加

<訪問先・概要>

○「お手入れ行事」視察調査

会場：苫小牧市字静川「第58回全国植樹祭開催地」苫東・和みの森（約9ha）

主催：北海道・（公社）国土緑化推進機構

参加者：約200名

平成 19 年の第 58 回全国植樹祭の式典会場となった場所（通称「苦東・和みの森」）において、天皇皇后両陛下がお手植えされた樹木（アカエゾマツ、ハルニレ、ミズナラ）を、皇族殿下がお手入れされるという育樹の実践を通して「継続して森を守り育てることの大切さ」を全国に発信する。

お手入れ会場は、全国植樹祭で式典が行われた会場であり、会場整備には、既存の道路や駐車場を利用し、地域で発生した倒木等を使用した、木材チップやリサイクル製品を積極的に使用するなど、景観や環境に十分配慮するとともに、コミュニティの場としても活用していた。（苫小牧市が、おが粉使用移動式トイレの展示あり）

また、コロナ禍の開催ということもあり、受付での事前登録確認や、ワクチン証明の提示など、スムーズな登録確認のため、QR コードの導入など工夫が見られた。他にも感染対策として、人数を限定した登録や、密にならない会場配置など、コロナ禍で一年延期されたこともあり、念を入れた設営を感じた。

○ 「育林交流集会」視察研修

会場：札幌市中央区北 4 条西 1 丁目「共催ホール 6 階」

主催：北海道・（公社）国土緑化推進機構

内容：森林づくりや林業の成長産業化等を基調講演、活動事例報告

参加者：約 100 名

* 13：30～ 歓迎アトラクション・育林交流集会開会・基調講演・体験発表・閉会

* 14：00～ 基調講演・体験発表

○ 「全国育樹祭記念式典行事」視察調査

会場：札幌市豊平区豊平 5 条 11 丁目「北海道立総合体育センター（北海きたえーる）」

主催：北海道・（公社）国土緑化推進機構

参加者：約 1000 名

式典行事は、第 44 回全国育樹祭の大会テーマ「つなごう未来へ この木 この森 この縁」に込められた思いを参加者に分かりやすく伝えるとともに、皇族殿下のおことば、緑化等功労者表彰、アトラクション、おもてなし広場など、多くの参加者に「木育」を体感してもらい、その意義を全国に発信するものである。

また、簡素化を図りながらも、参加者の記憶に残るメインアトラクションを企画し、新鮮でおいしい道産食品等の販売や、おもてなし広場を設け、森林・林業関係者、緑の少年団、一般公募者など、幅広い方々が全国から参加できる行事となっている。

今回の式典では、コロナ禍により参加人数の大幅な削減や、皇族によるご臨席も、秋篠宮皇嗣同妃両殿下に置かれましても、オンラインでのご視聴並びにビデオメッセージとするなど、感染予防対策に配慮されて開催された。

□会場運営においての課題

* 育樹祭は、前回に植樹祭を行った樹木の育樹であって、本来は植樹会場で育樹祭を実施することが本来であると考えるが、今回のように育樹会場と式典会場を分けて、野

外ではなく施設内で行うことは、天候を気にせず開催できるものと感じたが、参加人數が縮小されないか危惧される。

- * 入場時のセキュリティが、皇族関係者のご臨席がないにも関わらず、従来のチェック体制となっており、新しい生活様式において皇族関係者のご臨席がないときは、簡素化を図り経費削減ができるのではないかと感じた。
- * おもてなし PR 広場には、感染予防対策として、道産品など飲食ブースは設けられず、木育などの PR ブースに特化し設置され、少し寂しさは感じたものの理解はできるものである。しかし地域経済の活性化を考えれば、収束した際は従来通りに戻ることを切に願う。
- * エンディングから昼食（お弁当の食べる時間）と、バスによる退出時の時間短縮を図ることが課題であり、スムーズな退出が望まれる。

○ 「森林・林業・環境機械展示実演会」 視察

会場：苫小牧市字柏原 6-187 「苫小牧東部地域」 会場面積：約 12ha

主催：北海道、（一社）林業機械化協会

内容：高性能林業機械等の展示実演（メーカー約 87 社出展）

　おもてなし広場（特産品等販売、観光 PR 展示ブース等）

森林・林業・環境機械展示実演会は、機械導入による省力化や効率化・労働災害の防止等を関係者に一層普及するとともに、将来の森林づくりの担い手である林業関係の学生や一般参加者の理解を深めるため、全国の林業機械メーカー等による最新林業機械等の展示・実演などを行っている。

□会場運営においての課題

- * 森林・林業・環境機械展示実演会で感じた課題として、広い会場のため駐車場の確保とシャトルバスの運行本数確保、トイレの配置など工夫が必要と感じました。なお手荷物の預かりや休憩所の配置など、本県での開催の際は、こうした課題も解消すべく、会場の設定や配置など参考にしたいと思う。

<成果>

今回の育樹祭のねらいとしては、森や木に触れ親しむことを通じて豊かな心を育む取り組み「木育」を一層推進し、自慢の食や観光、道産木材の良さ、豊かな自然や文化を発信し、取り組みの輪を全道、全国へと拡大することが感じられた。

今後わが県が準備運営計画をしていかなければならないことは、①実施本部の設置、②宿泊・輸送計画、③式典参加者計画、④警衛・警護計画、⑤昼食計画、⑥大会用品等配布計画、⑦リハーサル計画、⑧広報・PR 活動、⑨幅広い分野からの協賛募集等を、計画的に進めて行くことである。

また、全国行事であることから、来年度開催される大分県でも視察調査をし、本県での開催では、安全の確保を最優先とし、参加される方が安心かつ快適に時間と空間を共有できる「おもてなし」の配慮が行き届いた運営を、県林政課及び県林業協会・県森林組合等とともに

に意見交換会を重ね、協力できる限りサポートしていかなければならないと考えさせられた。

7. 「茨城・栃木・群馬三県観光振興自民党議員連盟」中央要望・懇談会議

＜目的＞

茨城・栃木・群馬の三県の議員が連携し観光の振興を図り、もって同地域の発展に寄与することを目的として合同の議員連盟を令和2年11月に設立し活動を行っている。アフターコロナを見据えた北関東観光振興策について、協同して要望・協議を行うことを目的とする。

＜概要・訪問先＞

コロナ禍で傷んだ地方経済を活性化し一日も早く回復基調に乗せるために、宿泊・飲食・小売・旅客運送など裾野が広く、地域の経済と雇用を支える基幹産業である観光関連産業を支援する目的で中央要望活動と三県の意見交換を行った。

令和3年7月14日に、観光庁所管の赤羽国土交通大臣を訪問し、「北関東三県の広域周遊観光の促進に係る要望書」を提出。北関東自動車道を活用したGo To トラベル事業（高速道路周遊バス事業）の実施と北関東三県への財政支援を求めた。要望内容は以下の通り。

北関東三県の広域周遊観光の促進に係る要望書

北関東自動車道を活用したGo To トラベル事業（高速道路周遊バス事業）の実施と北関東三県への財政支援

1. 事業エリアの設定

茨城県・栃木県・群馬県を一体的に周遊できるエリアを設定されたい
(ネクスコ東日本株式会社への働き掛けを含む)

2. 対象車種の追加

割引対象車種に「観光バス」を追加されたい

3. 地域共通クーポンの上乗せ

当該事業実施に際しては、Go To トラベル事業共通クーポンの独自上乗せをお願いしたい

4. 当該事業実施に伴う北関東三県への財政支援

当該事業実施に伴う地元負担経費に対し、地方創生臨時交付金と別枠で財政措置されたい
(予算要望額：三県総額6億円)

また、令和3年11月15日に、群馬県安中市の会場にて懇談会議を開催。三県の観光施策と要望結果の報告、および今後の活動について協議を行った。

＜参加議員＞

(7月中央要望) 海野透、館静馬、田口伸一

(11月懇談会議) 海野透、葉梨衛、石井邦一、館静馬、田口伸一

＜成果＞

中央要望の結果、北関東三県と国、東日本高速道路（ネクスコ東日本）で、三県内の高速道路を定額料金で自由に利用できる「北関東周遊フリーパス（ドラ割）」事業が実施されることとなった。利用可能な期間は令和4年4月1日から11月30日の8ヶ月間（GW・お盆期間を除く）。首都圏出発プランと周遊プランが用意され、移動区間の設定によっては通常価格の半額以下で観光地をめぐることが可能となり、大きな経済効果が期待される。

今後は、コロナ禍の収束後に起こることが予想される観光地の地域間競争に、北関東三県共同で取り組み、インバウンド需要の取り込みや「稼げる観光」の振興等を図っていきたい。

8. いばらき自民党「長野県長野市・野沢温泉村」視察調査

＜目的＞

人口減少・少子化による財政の縮小化が顕著な自治体において、教育費不足による地域人材の域外流失が進行し、その悪循環による地域の過疎化・衰退化が深刻になっている。特色ある施策によりスポーツ振興と人材育成、地域リソースを活用した地域創生を合わせて実現している長野県の自治体を視察することで、本県の地域振興策への提言に資することとする。

＜活動期間＞

令和3年4月5日（月）～令和3年4月6日（火）1泊2日

＜参加者＞

萩原勇、星田弘司、田口伸一、岡田拓也、磯崎達也

＜日程＞

○一日目：4月5日（月）

- ①岩上芳宗前野沢温泉村教育長 意見交換会（長野県長野市）
- ②松田裕雄筑波大学客員准教授 講話・意見交換会（長野県野沢温泉村）

○二日目：4月6日（火）

- ③河野博明・初代株野沢温泉社長 講話・意見交換（長野県野沢温泉村）
- ④株野沢温泉 片桐幹雄代表取締役社長 講話・意見交換（〃）
- ⑤富井俊雄野沢温泉村長 講話・意見交換（〃）

＜活動内容＞

令和3年4月5日（月）から6日（火）にかけて、特色ある施策によりスポーツ振興と人材育成、地域リソースを活用した地域創生を合わせて実現している長野県の自治体・施設を視察調査し、関係者と意見交換を行った。

野沢温泉村では、従来の学校教育体制を改革し、9年前より監督官庁横断型の「幼保小中一貫教育・高校連携教育」を開始した。その実現に尽力し、今春まで村教育長をつとめてい

た岩上前教育長や富井俊雄村長に、村の成り立ちや施設分離型一貫教育を始めた背景や過程、予算などについて詳細を伺った。

また、スポーツを使った人材教育を専門とする松田裕雄筑波大学客員准教授の視点から、野沢温泉村モデルの独自性と今後の人材育成と地域経済の将来像について話を伺った。

野沢温泉村の特徴であるスキー場と地域住民とのつながり・住民の生活形成について、初代社長でありスキー指導者である河野博明氏と現社長であり元オリンピック代表である片桐幹雄氏に話を伺った。

＜成果＞

日本全体で人口減少が進む中、超少子化により村自体が消滅してしまう可能性を目の当たりにした自治体が、未来を明るいものにしようと考えた結果導きだしたのが「教育」であった。国や県に頼らずに自分たちにある資材や機会を最大限活用し、足りないものは外の力を躊躇なく借りる。先生も住民をも巻き込んだ、村全体で未来の人材を育てる仕組みは、県や監督官庁から異端視されたようだ。しかし、野沢温泉村で教育を受けた子供たちが海外で活躍し、その経験をふるさとを持って帰り、新たな村の活力になる。

野沢温泉村の教育のもう一つの側面は、「教育と経済＝官と民の一体化」である。今的一般的な教育は「答えが一つ」であり、管理する側はやりやすいが一人ひとりまた各地域に特性があることに対応できていない。人口減少で消滅の可能性にまで瀕した野沢温泉村は、地域の課題解決型教育を選択し、英語教育を通して地元の良いもの（例えばスキー場）を海外へプロデュースすることに成功している。地域資源を活用した教育によって一種の「ファン＝関係人口」づくりができる好循環環境になっていることが分かった。

野沢温泉村に比べれば、まだ余裕のある茨城県でも、魅力ある地域や人材を育てるための好事例として大変参考になる視察調査であった。今後は、視察で得た知見を様々な場面を通じて茨城の特色ある教育及び地域の発展のために、活かしていきたい。